

第 25 期  
第 14 回留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 1 月 29 日 午後 1 時 30 分～

開催場所：留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

留萌市農業委員会

## 第 14 回留萌市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 29 日

2. 開催場所 留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

3. 出席委員 (9名)

会長	6番	中原 耕治
会長職務代理者	2番	野原 守
議事録署名委員 委員	5番 1番 4番 10番	馬淵 三喜男 田中 繁雄 室田 強志 田中 美智子
	7番	池田 孝明
	3番	佐藤 剛信
	8番	鈴木 博幸

4. 欠席委員 (1名) 9番 阿部 明

5. 議事日程 1 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定  
による農用地利用集積計画（案）の決定について  
2 議案第 24 号 地域計画にかかる目標地図について

6. 事務局職員

事務局長	榎 昭博
事務局次長	石黒 貴寛
係長	柏原 幸恵
主事	松川 真也
主事	豊田 大騎
主事	矢作 温大（書記）

## 議 事 錄

No. 1

(午後 1 時 30 分開会)

会長 ただ今より本日召集されました第 25 期第 14 回留萌市農業委員会総会を開会いたします。ここで事務局より諸般の報告をさせます。

事務局長 事務局より諸般の報告をさせていただきます。本日 9 番、阿部委員より欠席の旨の通告がございましたので、ここで報告させていただきたいと思います。現在の出席委員につきましては 10 名中 9 名で、定足数に達していることから本総会は成立していることをご報告致します。報告は以上でございます。

会長 それではここで、留萌市農業委員会規定第 16 条の規定に基づき議事録署名委員として「5 番 馬淵委員」「7 番 池田委員」の両名を指名いたします。また、本日の会議書記は「事務局職員 矢作書記」を指名いたします。

これより本日の議事に入ります。最初に、日程 1 議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。まず、9 番の審議に入ります。

なお、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当委員は退席をお願いします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書 1 ページをご覧いただきたいと思います。議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について」9 番の内容でございます。

事務局長 利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字タルマップ。地番 2486 の内ほか 6 筆でございます。地目、公簿現況共に「田」でございます。6 筆の合計面積については 32,933 m<sup>2</sup> であります。次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。利用権の種類については、「賃貸借」。利用権等の設定理由については、「農用地利用集積計画」の継続のためということでございます。

次に設定する利用権等ですが、権利の種類が賃貸借。利用権の内容については「田」でございます。設定期間につきましては、令和 7 年 1 月 29 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 2 年間、対価は年額で 180,730 円。対価の支払い方法につきましては、毎年 1 月 29 日までに指定口座へ振込でございます。次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名については議案書記載のとおりでございます。職業は農業。利用権の設定を受ける理由でございますが「農用地利用集積計画」継続のためであり、設定後の経営面積については、793,993.00 m<sup>2</sup> でございます。地図につきましては、6 ページおよび 7 ページをご覧いただきたいと思います。また、8 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農業

事務局長	<p>経営基盤強化促進法18条の第3項1号から4号に規定する許可基準についての内容でございますが、1号から4号、すべて該当するということで事務局の方で確認をしております。</p> <p>以上、9番の内容でございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第23号第9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号第9番については、原案のとおり決定いたしました。
	退席されていた委員の入室を許可いたします。
会長	それでは続いて、議案第23号第10番の審議に入ります。事務局より説明を願います。
事務局長	<p>はい、それでは、議案書2ページ上段をご覧いただきたいと思います。</p> <p>利用権等を設定する農用地につきましては、所在は字タルマップ。地番2333番の1でございます。地目、公簿現況共に「畑」でございます。面積につきましては1,154m<sup>2</sup>であります。次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。利用権の種類につきましては、「所有権(贈与)」という内容でございます。利用権等の設定理由については、規模縮小による土地の処分のためということ。</p> <p>次に設定する利用権等ですが、権利の種類が所有権(贈与)。利用権の内容については「畑」でございます。次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名につきましては議案書記載のとおりでございます。職業は農業。利用権の設定を受ける理由ですが「農地の効率的利用」のためということで、設定後の経営面積につきましては、88,665.00m<sup>2</sup>でございます。地図については、6ページおよび9ページをご覧いただきたいと思います。また、10ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農業経営基盤強化促進法18条の第3項1号から4号に規定する許可基準についての内容でございますが、1号から4号、すべて該当するということで事務局の方で確認をしております。</p> <p>以上、10番の内容でございますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第23号第10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号第10番については、原案のとおり決定いたしました。
会長	それでは続いて、議案第23号第11番から第16番の審議に入ります。なお、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当委員は退席をお願いします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>それでは、議案書2ページ下段からをご覧いただきたいと思います。</p> <p>利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字藤山。地番4305。内ほか10筆でございます。地目、公簿現況は「田」および「畠」でございます。11筆の合計面積につきましては83,358m<sup>2</sup>でございます。次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。利用権の種類につきましては、「賃貸借」。利用権等の設定理由につきましては、「農用地利用集積計画の継続のため」ということでございます。</p> <p>次に設定する利用権等ですが、権利の種類が賃貸借。利用権の内容につきましては「田」および「畠」でございます。設定期間につきましては、令和7年1月29日から令和16年12月31日までの10年間。対価は年額で、805,110円で、対価の支払い方法については、毎年12月末までに指定口座へ振込でございます。次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名については議案書記載のとおりでございます。職業は農業。利用権の設定を受ける理由でございますが「農地利用集積計画継続のため」であり、設定後の経営面積につきましては、1,960,864.82m<sup>2</sup>という内容です。地図につきましては、6ページおよび11ページをご覧いただきたいと思います。また、12ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農業経営基盤強化促進法18条の第3項1号から4号に規定する許可基準についている内容でございますが、1号から4号、すべて該当するということで事務局の方で確認をしております。</p>
事務局長	<p>次に12番から16番の内容でございますが、利用権等の設定を受ける者が11番と同一であります。利用権等の設定理由につきましては「農用地利用集積計画の継続のため」となっております。詳細の説明につきましては、省略させていただきまして、議案書のとおりという内容でご理解いただきたいと思います。</p> <p>図面につきましては、6ページ及び13ページ、15ページ、17ページ、19ページ、20ページ、22ページとなっております。許可基準につきましては、12ページ、14ページ、16ページ、18ページ、21ページ2</p>

事務局長	3ページに添付しています。なお、全ての計画で農業経営基盤強化促進法18条の第3項1号から4号、すべて該当するということで事務局の方で確認をしております。
事務局長	以上、11番から16番の内容でございますので、ご審議よろしくお願いいいたします。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第23号第11番から第16番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号第11番から第16番については、原案のとおり決定いたしました。 退席されていた委員の入室を許可いたします。
会長	それでは続いて、日程2 議案第24号「地域計画にかかる目標地図について」を上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは、24ページをご覧いただきたいとおもいます。議案第24号「地域計画にかかる目標地図について」でございます。農業経営基盤強化促進法第19条第3項に基づく地域計画にかかる目標地図の素案を作成したので、ご審議願いたいという内容でございます。目標地図とは、農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が地域計画へと法定化された中で将来の農地利用の姿を明確化した地図のことを指すものでございますが、今回はその内容について目標地図案を作成いたしましたので、その内容についてご審議いただくものでございます。 なお、詳細については担当の松川より説明いたします。
事務局 (松川)	それでは詳細について、私の方から説明させていただきます。 今回作成しました地域計画に係る目標地図の素案についてですが、まず農業委員会では目標地図の素案を作成し市へ提出することとなっております。 そして、この目標地図については、地域計画の策定までに行われる協議の場において、農業者や関係団体と協議を行ったところ、留萌市は農地の集積率が70%を超えており、高い集積率であるため、現状地図をそのまま目標地図とするという意見が出ています。 なお、この現状地図をそのまま目標地図にするという説明ですが、これにつ

事務局 (松川)	<p>きましては北海道農業会議より、集積率が 70 %を超えている場合は現状地図を目標地図としても差し支えないと示されております。</p> <p>したがって、協議の場での意見を踏まえ、農業委員会としては、資料の 24 ページから 33 ページに示されているように、現状地図を目標地図の素案として市へ提出したいと考えております。</p> <p>以上で地域計画にかかる目標地図についての説明を終わります。</p>
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	地図の説明を受けたのですが、色分けについて赤や青や黄色などが塗られているのですが、各色の説明があればしていただきたいと思います。
事務局長	色分けの内容につきましては、担当のものより答弁させます。
事務局 (松川)	<p>この色分けでは、地図については年齢ごとなどで色々と分けているのですが、今回示しているのは、耕作者ごとに分かれています。</p> <p>文字が小さくて見えにくいのですが、色ごとに個人名は伏せた状態で番号が振ってあるので、その番号によって色分けがされているという形になります。</p>
会長	他にございませんか。
委員 (野原)	この地図については、見直しは何年かに一度するのか。
会長	事務局長、ご回答願います。
事務局長	担当のものに答弁させます。
事務局 (松川)	目標地図については、今回策定した後も、隨時必要に応じて見直しという形となっておりますが、基本的にはおおむね 5 年ごとに見直しを図っていくことになっていくと思います。ただ、突発的な耕作者の変更があった場合は隨時計画を変更していく必要があるので、そういう場合はこのような形で皆さんのお意見を伺ったりすることはあると思います。
委員 (野原)	
事務局 (松川)	<p>そうですね。</p> <p>ただ、今回目標地図上で、現在 A さんが耕作しているところを 10 年後 A さんが耕作していると目標地図で設定した場合、例えば A さんが急遽耕作できなくなってしまった場合、目標地図で A さんと指定していた場合、変更しな</p>

事務局 (松川)	ければならない。ただ、今回作成している地域計画では、Aさんという個人ではなく、地域の農業者全員が耕作者であるという形にしているので、基本的には変更はしなくても済むようには作成しております。
会長	他にございませんか。
会長	9番 田中委員
委員 (田中)	この色分けは耕作者ごとという認識で問題ないでしょうか。 いま現在耕作者別で何色ぐらいあるものなのでしょうか。
事務局 (松川)	だいたい、40前後になります。
委員 (田中)	ありがとうございます。
会長	他にございませんか。
会長	1番 田中委員
委員 (田中)	マサリベツに賃貸しているところはないと思うのですが、これはあることになっているが、いつの時点の話だろうか。
会長	事務局長、ご回答願います。
事務局長	担当者に答弁させます。
事務局 (松川)	清水さんのところですか？
委員 (田中)	たぶん
事務局 (松川)	その部分については、持ちかえって確認してみます。
委員 (田中)	賃貸解消して結構経っている。
事務局 (松川)	おそらく、間違っていると思いますので、そこの部分は確認して修正いたします。

会長 それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

委員 (全員挙手)

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第14回留萌市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時20分

留萌市農業委員会規定第16条の規定により、ここに署名・押印する。

令和7年1月29日

留萌市農業委員会会長

署名委員

署名委員